



神奈川県

KANAGAWA

創業支援融資

～これから事業をはじめめる方、5年未満の方へ～



**低利・
固定金利**で
計画的な
返済プラン

創業支援機関
等の支援で
**保証料負担
なし！！**

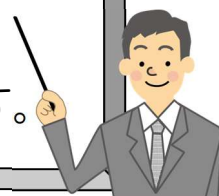
長期 10年の
長い返済期間
で毎月の負担
を軽減

専門家がビジ
ネスプランを
**無料で
アドバイス**

神奈川県の創業支援融資とは…

神奈川県が実施する公的な制度融資
「神奈川県中小企業制度融資」のメニューのひとつです。

- ✓ 銀行や信用金庫などの金融機関が融資します。
- ✓ 創業支援機関等のサポートで創業特例を利用できます。
- ✓ 年 1.8%以内（創業特例の場合 年 1.6%以内）の低利・固定金利です。
- ✓ 借入限度額は 3,500 万円です。
- ✓ 返済期間は長期 10 年です。
- ✓ 信用保証料率は年 0.4%（創業特例は負担なし!）です。
- ✓ 一部の市町村で支払った利子や保証料の補助を行っています。



融資の流れ

事業計画書の作成

今回創業する事業の計画を立てます。裏面に記載の機関でアドバイスが受けられます。



金融機関に申込み

金融機関に融資を申し込みます。

審査

金融機関および神奈川県信用保証協会が審査を行います。

融資実行

金融機関から融資が実行されます。



*審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

創業支援融資Q&A



Q. 事業計画書ってどんなもの？

A. 創業を実現するための具体的な行動を示す計画書です。創業する事業の内容、創業に必要な資金の調達計画、実際に事業を始めてからの収支計画などを記入します。

※様式は、県のウェブページに掲載しています。

Q. 難しそうな事業計画書、自分一人で書けるかどうか不安だな…

A. そんな方には、各市町村にある商工会・商工会議所等が無料で事業計画書の作成をサポートします。

Q. まだ事業をはじめていないけれど、融資を申し込むことはできるの？

A. 個人事業の場合は開業の1か月前から、法人事業の場合は開業の2か月前から申し込むことができます。

Q. どの金融機関に申し込めばいいの？

A. 県内のほとんどの銀行や信用金庫で取り扱っています。お近くの金融機関にご相談・お申し込みください。

Q. 信用保証協会ってなに？

A. 中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を調達するときの公的な保証人となり、資金調達をサポートします。また、利用にあたっては保証料が必要となります。



主な融資条件

(この他にもご利用にあたっては様々な要件がございます。詳しくは県のウェブページをご覧ください。)

創業支援融資

融資対象者	1 現在事業を行っていない開業前の個人で、次のいずれかに該当する創業者 (1) 1か月以内に新たに個人事業を開業予定の方 (2) 2か月以内に新たに法人事業(NPO法人、医療法人を除く)を開業予定の方 2 事業を行っていない個人が事業を開始し、開始後5年を経過していない中小企業者 (NPO法人、医療法人を除く)
融資限度額	3,500万円 <small>※開業前の場合、2,000万円を超える分は自己資金と同額の範囲内となります。</small>
融資利率	年1.8%以内(固定金利)
融資期間	運転資金、設備資金：1年超10年以内
返済方法	毎月割賦返済(1年以内の据置き可)
信用保証料率	年0.4%

創業特例

融資対象者	創業支援融資の対象に該当する方のうち、1若しくは2に該当する方 1 事業計画書作成のアドバイスや経営サポートを創業支援機関(神奈川県産業振興センター、商工会、商工会議所等)で受け、融資実行後も概ね2回以上の経営指導を受ける方 2 国から認定を受けた市町村の特定創業支援事業を利用した方
融資利率	年1.6%以内(固定金利)
信用保証料率	保証料の負担なし!!
融資限度額等	その他内容は創業支援融資と同様

事業計画書作成等の相談窓口(創業支援機関)

神奈川県産業振興センター、商工会、商工会議所等が相談窓口(創業支援機関)となっております。
相談窓口一覧は県のウェブページに掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/p842965.html>

※ 創業特例をご利用されない方でも、相談窓口をご利用いただけます。

市町村の利子や保証料の補助内容

県のウェブページに神奈川県内の各市町村のリンクを掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/p848390.html>

詳細につきましては、各市町村にお問合せ下さい。

●分からないことは●

神奈川県産業労働局金融課

金融相談窓口 (045) 210-5695

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/p848390.html>

2019年4月発行